様式Ⅳ－１

確　認　書

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター所長　殿

（住　　　所）

（コンソーシアム名）　※単独機関の場合は削除してください

（代表機関名）

（代表者役職・氏名）　※契約書記載の代表者名　　印

令和○○年○月○日付け委託契約に基づく委託試験研究（試験研究計画名：○○○○）について、試験研究委託契約書　第○条の規定により（△△△△（以下「乙」という。）は、生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

１　乙は、本委託試験研究による発明等に係る出願又は申請（以下、「出願等」という。）を行ったとき又は設定の登録若しくは品種登録を受けたとき及び著作物を創作したときは、遅滞なく、甲にその旨を報告する。

２　乙は、主務大臣（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成１１年１２月２２日法律第１９２号）第２２条第１項に規定する主務大臣をいう。）の要請に応じて、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本委託試験研究による特許権等を、実施又は利用（以下「利用」という。）する権利を甲又は甲の指定する者に許諾する。

３　乙は、当該特許権等が相当期間実施されておらず、かつ、当該特許権等を相当期間実施していないことについて正当な理由が認められないと甲が認める場合において、甲がその理由を明らかにして求めるときには、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。

４　乙は、当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利（特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権（以下「専用実施権等」という。）に限る。）の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として以下のアからウに定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

ア　受託機関であって株式会社であるものが、その子会社又は親会社に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下「移転等」という。）をする場合

イ　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者若しくは認定事業者に移転等をする場合

ウ　技術研究組合が組合員に移転等をする場合